

# 足寄町農業委員会 第25回総会会議録

自 令和 6 年 3 月 2 8 日

至 令和 6 年 3 月 2 8 日

足寄町農業委員会

令和6年3月28日 第25回足寄町農業委員会総会を足寄消防署団員会議室にて招集

開会 午後1時30分

閉会 午後2時 5分

1 出席委員

|          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 1番 餌取靖徳  | 3番 遠國和宏  | 4番 上妻良一  |
| 5番 菊地隆志  | 6番 宮口孝治  | 7番 松田博幸  |
| 8番 遠藤 勇  | 9番 人見華代  | 10番 石黒 彰 |
| 11番 岡元義春 | 12番 吉村 進 |          |

2 欠席委員

2番 吉川友二

3 議事に参与するもの

事務局長 山田弘幸

総務担当主査 留田篤史

○議事日程

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名委員の指名について
- 日程第 3 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について
- 日程第 4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について
- 日程第 5 議案第2号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 6 議案第3号 土地の現況証明書下付について

## 第25回農業委員会総会

令和6年3月28日

開会 午後1時30分

### (開 会)

○議長 ただいまから、令和5年度第25回足寄町農業委員会総会を開催します。

本日は、2番吉川友二委員が欠席です。

### (会期の決定)

○議長 次に、「会期の決定について」を議題とします。お諮りをします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(全員「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、本日1日と決定します。

### (署名委員の指名)

○議長 足寄町農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、本日の議事録署名委員の指名については、4番上妻良一委員、5番菊地隆志委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。

### (報告第1号)

○議長 「報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について、ご説明申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について、相続人より通知がありましたので、報告します。

1番を説明します。本件は、母親の死亡による相続で、相続人の住所・氏名は、記載のとおりです。

権利を取得した日は、令和4年3月5日で、土地の所在、面積等は記載のとおりです

なお、本農地について、あっせんの希望はありません。

2番を説明します。本件は、父親の死亡による相続で、相続人の住所・氏名は、記載のとおりです。

権利を取得した日は、平成22年10月9日で、土地の所在、面積等は記載のとおりです

なお、本農地について、あっせんの希望はありません。

以上で、報告を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、これで、報告済みとします。

### (議案第1号)

○議長 「議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第1号、農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について、ご説明申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について、貸主、借主より通知があったので、農地法第18条第1

項ただし書の規定に該当するか、ご審議をお願いするものです。

○議長 暫時、休憩します。

午後 1時 34分 休憩

午後 1時 35分 再開

○議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

1番2番12番につきましては、吉村進委員が利用権設定関係者となっています。

農業委員会等に関する法律第31条及び足寄町農業委員会会議規則第12条の規定に基づく議事参与の制限により、本件議案の審議開始から終了まで退席をお願いします。審議終了後、入室、着席して下さい。

暫時、休憩します。

午後 1時 36分 休憩

午後 1時 37分 再開

○議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

1番2番12番を説明します。

局長。

○事務局長 1番を説明します。本件は、普通畑を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和6年3月14日で、土地の引渡期日も令和6年3月14日です。

なお、解約された農地は、議案第2号15番16番で審議します。

2番を説明します。本件は、牧草畑を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和6年2月21日で、土地の引渡期日も令和6年2月21日です。

なお、解約された農地は、議案第2号2

番で審議します。

12番を説明します。本件は、牧草畑を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和6年2月21日で、土地の引渡期日も令和6年2月21日です。

なお、解約された農地は、議案第2号1番で審議します。

本件は、合意による解約日が引き渡すことになる日の六箇月以内に成立しています。

従って、農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していると判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

暫時、休憩します。

午後 1時 38分 休憩

午後 1時 39分 再開

○議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

3番から11番を説明します。

局長。

○事務局長 3番を説明します。本件は、牧草畑を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和6年2月20日で、土地の引渡期日も令和6年2月20日です。

なお、解約された農地は、議案第2号6番で審議します。

4番を説明します。本件は、牧草畑を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和6年2月1日で、土地の引渡期日も令和6年2月1日です。

なお、解約された農地は、議案第2号3番で審議します。

5番を説明します。本件は、牧草畑を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和6年2月9日で、土地の引渡期日も令和6年2月9日です。

なお、解約された農地は、議案第2号3番で審議します。

6番を説明します。本件は、牧草畑を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和6年2月9日で、土地の引渡期日も令和6年2月9日です。

なお、解約された農地は、議案第2号4番で審議します。

7番を説明します。本件は、牧草畑を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和6年2月9日で、土地の引渡期日も令和6年2月9日です。

なお、解約された農地は、総会終了後の全員協議会で協議します。

8番を説明します。本件は、牧草畑を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和6年2月9日で、土地の引渡期日も

令和6年2月9日です。

なお、解約された農地は、議案第2号5番で審議します。

9番を説明します。本件は、牧草畑を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和6年2月9日で、土地の引渡期日も令和6年2月9日です。

なお、解約された農地は、総会終了後の全員協議会で協議します。

10番を説明します。本件は、牧草畑を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和6年2月9日で、土地の引渡期日も令和6年2月9日です。

なお、解約された農地は、総会終了後の全員協議会で協議します。

11番を説明します。本件は、牧草畑を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和6年2月28日で、土地の引渡期日も令和6年2月28日です。

なお、解約された農地は、総会終了後の全員協議会で協議します。

本件は、合意による解約日が引き渡すことになる日の六箇月以内に成立しています。

従って、農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していると判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第2号)

○議長 「議案第2号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第2号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明申し上げます。

旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、足寄町長渡辺俊一氏より決定を求められた令和5年度第12号農用地利用集積計画について、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町大誉地653番1ほか5筆、計6筆です。

地目につきましては、公簿は山林、畑、原野、現況は畑です。

面積につきましては、103,596㎡のうち、63,900㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

賃貸ですが、1年間 円、10アール当たり 円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から賃貸したいとの申し出があり、地域担当農業委員である吉村委員と協議し、すでに当事者間で賃貸借の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

2番を説明します。

局長。

○事務局長 2番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町大誉地670番1、計1筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、6,172㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

賃貸ですが、1年間 円、10アール当たり 円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から賃貸したいとの申し出があり、地域担当農業委員である吉村委員と協議し、すでに当事者間で賃貸借の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほ

ど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

3番につきましては、関係者から5月総会で審議して頂きたいとの要望があり、取り下げとします。

4番5番を説明します。

局長。

○事務局長 4番5番は利用権の設定等を受ける者が同一法人であるため、一括で説明します。

4番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町中矢699番1、計1筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、25, 678㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間 円、10アール当たり 円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

5番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町大誉地526番1ほか1筆、計2筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、82, 631㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を賃貸借により利用権の設

定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間 円、10アール当たり 円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から賃貸したいとの申し出があり、地域担当農業委員である遠藤委員と協議し、すでに当事者間で賃貸借の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

6番7番を説明します。

局長。

○事務局長 6番7番は利用権の設定等を受ける者が同一法人であるため、一括で説明します。

6番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町芽登3780番1ほか2筆、計3筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、23, 338㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間 円、1

0アール当たり 円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

7番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町芽登3719番1ほか4筆、計5筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、47, 313㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間 円、10アール当たり 円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から賃貸したいとの申し出があり、地域担当農業委員である遠藤委員と協議し、すでに当事者間で賃貸借の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。  
(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

8番9番を説明します。

局長。

○事務局長 8番9番は利用権の設定等を受ける者が同一人であるため、一括で説明します。

8番を説明します。利用権の設定等をす

る者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町上足寄106番5ほか1筆、計2筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、15, 995㎡のうち、15, 615㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間 円、10アール当たり 円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

9番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町上足寄101番2、計1筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、5, 093㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間 円、10アール当たり 円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から賃貸したいとの申し出があり、地域担当農業委員である石黒委員と協議し、すでに当事者間で賃貸借の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほ

どよろしくお願いいたします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

10番11番を説明します。

局長。

○事務局長 10番11番は利用権の設定等を受ける者が同一人であるため、一括で説明します。

10番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町下愛冠1丁目19番3ほか2筆、計3筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、56,867㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間 円、10アール当たり 円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

11番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町下愛冠1丁目21番1、計1筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、5,345㎡のうち、3,700㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時

期等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間 円、10アール当たり 円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から賃貸したいとの申し出があり、地域担当農業委員である宮口委員と協議し、すでに当事者間で賃貸借の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

12番を説明します。

局長。

○事務局長 12番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町鷺府53番6ほか3筆、計4筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、25,769㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

売買金額ですが、円、10アール当たり 円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、足寄町農業協同組合が利用調整し、農用地利用集積計画作成申出に基づき、取り進めたものです。

議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

13番14番を説明します。

局長。

○事務局長 13番14番は利用権の設定等を受ける者が同一人であるため、一括で説明します。

13番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町上利別172番7、計1筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、10,351㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を売買により所有権の設定を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

売買金額ですが、  
円、10アール当たり 円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

14番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町上利別172番2ほか2筆、計3筆です。

地目につきましては、公簿は牧場、現況は畑です。

面積につきましては、29,484㎡のうち、3,550㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

賃貸ですが、1年間 円、10アール当たり 円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から売買・賃貸したいとの申し出があり、地域担当農業委員である菊地委員と協議し、すでに当事者間で売買・賃貸借の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買・賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

15番・16番を説明します。

局長。

○事務局長 15番16番は利用権の設定等をする者が同一法人であるため、一括で説明します。

15番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町大誉

地109番1ほか9筆、計10筆です。

地目につきましては、公簿は畑、鉄道用地、現況は畑です。

面積につきましては、93,633㎡のうち、90,379㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間 円、10アール当たり 円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

16番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町大營地117番4ほか1筆、計2筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、22,150㎡のうち、10,000㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間 円、10アール当たり 円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から賃貸したいとの申し出があり、地域担当農業委員である吉村委員と協議し、すでに当事者間で賃貸借の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の

説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

17番から19番を説明します。

局長。

○事務局長 17番から19番は、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により賃貸借され、令和5年12月20日を持って期間満了となったため、農用地利用集積計画(賃貸借)を再設定(継続)する案件です。

案件の詳細につきましては、議案書に記載のとおりです。

議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

### (議案第3号)

○議長 「議案第3号 土地の現況証明書下付について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第3号、土地の現況証明書下付について、ご説明申し上げます。

農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明について、現況証明書を下付したく、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町上利別 8 4 番 1 ほか 1 筆、計 2 筆です。

2 番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町稲牛 1 2 1 番 1 ほか 1 筆、計 2 筆です。

本件の公簿地目は畑で、地目変更を目的に証明を求めるものです。

令和 6 年 2 月 2 8 日開催の全員協議会におきまして、航空写真や地区担当農業委員の意見を参考に、現地は山林・原野の様相であることから、農地、採草放牧地以外と判断した案件です。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(閉 会)

○議長 以上で、本総会に付議されました議案の審議は全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和 5 年度第 2 5 回足寄町農業委員会総会を閉会します。

午後 2 時 5 分 閉会

---

議 長 吉 村 進

---

農業委員 上 妻 良 一

---

農業委員 菊 地 隆 志

---